



人権のためにフル充電を

電気自動車13社の取り組み評価

＜アムネスティ・インターナショナル報告書・概要部分日本語訳＞

AMNESTY
INTERNATIONAL



気候変動という非常事態は人権の危機であり、早急かつ一貫性のあるグローバルな対応が必要とされている。気候変動は、現在および将来の世代における市民的、政治的、経済的、社会的、文化的な権利の享受、ひいては人類の未来さえも脅かす。気候変動の主な原因である化石燃料は、世界が再生可能エネルギーに移行する中で、段階的に廃止されなければならない。

この移行の一環として、化石燃料で動く自動車から電気自動車(EV)への切り替えを奨励する国もある。各国が掲げる目標を達成すれば、EVへの転換は世界の温室効果ガス削減に貢献するだろう。しかし、EVの需要増は新たな人権問題を引き起こし、鉱業において横行している人権侵害をさらに深化させるおそれがある。

標準的なEVバッテリーには、コバルト、銅、リチウム、ニッケルといった鉱物や金属が含まれている。これらの鉱物は、EVだけでなく、モバイル機器やバッテリーを必要とする他のエネルギー技術にも不可欠である。国際エネルギー機関(IEA)によると、EVバッテリーのための鉱物の需要だけでも、2024年から2050年の間に約9倍に増加するという。鉱業業界のコンサルティング会社であるベンチマーク・ミネラル・インテリジェンスは、この需要を満たすために、2035年までに350以上の鉱山を新たに開設する必要があると報告している。しかし、エネルギー転換のための採掘ラッシュには負の側面もある。環境破壊、強制立ち退き、危険な労働環境、先住民族の権利侵害などは、産業採掘によって負の影響を受けている人びとが指摘する権利侵害のほんの一部にすぎない。

バッテリー用鉱物資源の採掘が人権に与える影響は、アムネスティ・インターナショナルが長年注視してきた活動分野であり、本報告書もそれをふまえたものである。アムネスティは10年以上にわたって、コンゴ民主共和国(DRC)の手掘り採掘や工業用採掘におけるコバルトや銅に関する人権侵害を調査してきた。また、フィリピンでのニッケル採掘において、先住民族など生活や文化が土地と強く結びついているコミュニティへの人権侵害を報告してきた。2016年には、国際NGOとして初めて、自動車産業がバッテリー用鉱物のサプライチェーンに関する人権デューディリジェンスを徹底していないことに対して注意を喚起した。2017年には、EVメーカーを含む29社のコバルトのサプライチェーンに関する人権デューディリジェンス方針と実施内容の評価を公表した。2019年には、自動車業界に対し、5年以内にバッテリー生産において人権侵害をなくすことを正式に要求した。

公正なエネルギー転換を遅らせたり、人権や環境に害を与えたりする採掘産業やその顧客となる企業を制限する役割を政府が果たさなければならないのと同時に、この調査で名前が特定された企業には、EV製造における優先事項の中心に人権を据える明確な責任がある。

企業のスコアカード

本レポートは、世界の主要なEVメーカー13社の人権デューディリジェンス方針と公表されている実施内容の評価したものである。これらの企業はいずれも、事業を行うあらゆる場所で人権を尊重する責任を負っている。人権を尊重する企業の責任は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則(国連指導

原則)」に示されている。この責任は、たとえ企業がそのような影響を助長していなくても、取引関係によって自社の事業やサービスに直接つながる人権への負の影響を防止または軽減するよう努めることを求めている。これは主に、企業が人権への負の影響を特定し、防止、軽減し、どのように対処したかを説明するために、人権デューディリジェンス・プロセスを実施しなければならないことを意味する。

本レポートの評価対象企業は BMW、BYD、フォード、吉利汽車、ゼネラル・モーターズ、現代自動車、メルセデス・ベンツ、ステランティス、ルノー、日産自動車、三菱自動車、テスラ、フォルクスワーゲンの計13社となっている。

主な調査結果

人権に関する部分的な進展

アムネスティが前回、EVメーカー数社の鉱物サプライチェーンに関する人権デューディリジェンス方針と実施内容を評価した2017年以降、業界全体で進展があったことは間違いない。それから7年、多くのEVメーカーは、人権に対する責任を認識し、企業の方針と自社の事業慣行を国際人権基準に合わせるために前向きな措置を講じている。中には、バッテリーのサプライチェーンに含まれる特定の鉱物のリスク評価を実施し、影響を受けるコミュニティと対話し、市民社会組織とともに、業界としての共有の枠組みや行動規範の策定に向けて取り組んでいる企業もある。

いくつかの自動車メーカーが確かに前進をしたにもかかわらず、13社のうち、90点満点に近いスコアを獲得した企業はなく、また、4段階評価の中で最上位のカテゴリーに分類された企業もなかった。この評価では、どの企業もバッテリー用鉱物のサプライチェーンにおいて、まだ十分な人権デューディリジェンスを実施していないことになる。また、今回の評価から各社の対応には大きな違いがあることもわかった。一部の企業は明らかに低いレベルでの実施にとどまっている。



企業の人権に関する方針とコミットメント

2024年にアムネスティが評価した企業はすべて、関連する国際基準を参照した人権に関する方針を公開しているが、BYDは2024年7月に公開したばかりである。8社は、人権に関する方針とサプライチェーン・デューディリジェンスの実施の各項目で高得点を獲得した。

しかし、ほぼすべての企業が差別の是正およびジェンダー平等に関するコミットメントを公表している一方で、13社のうち、人権デューディリジェンスにジェンダーやアイデンティティの交差性(複合的な差別を経験しやすい性別・人種・階級・性的指向などの属性の重なり)を考慮した対応を明確に公表している企業はない。

アムネスティの評価では、13社中5社が、効果的なステークホルダーとの対話・協議をコミットメントとしまった公表していないか、最低限のコミットメントしか示していない。

「先住民族の権利に関する国連宣言(UNDRIP)」に沿った方針を報告している企業はほとんどなく、原材料調達決定において、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)」に対応しているという公開情報もほとんどない。BYD、現代自動車、三菱自動車、日産自動車は、先住民族の権利を具体的に認識していることを、コミットメントや事例で公表しておらず、0点となっている。フォード、メルセデス・ベンツ、ルノー、ステランティス、テスラは、先住民族の権利を認識し、サプライチェーン全体で尊重することを誓約している。しかし、これらの企業が公表しているコミットメントには、実施に関する詳細が欠けている。

特定と評価

評価対象となった13社のうち、コバルト、銅、リチウム、ニッケルの4種の鉱物サプライチェーンにおける実際および潜在的な人権リスクを中程度と評価されるレベルで認識しているのは、BMW、メルセデス・ベンツ、テスラ、フォルクスワーゲンの4社のみである。これらの企業は、他の企業のモデルとなるべきであり、さらなる取り組みを期待する。

BYD、ゼネラル・モーターズ、現代自動車、三菱自動車、ルノーの5社は、児童労働を含むコンゴ民主共和国におけるコバルトの手掘り採掘のリスクには言及しているものの、その他のリスク、鉱物、地域についてはあまり注意を払っていない。同国におけるコバルト採掘に関連する人権侵害は、アムネスティの過去の調査で十分に報告されており、報道機関でも広く取り上げられているが、企業はすべての鉱物について包括的なリスク評価を実施すべきである。単一の鉱物あるいは一種類のリスクのみに焦点を当てるだけでは、企業はサプライチェーンにおける広範な人権リスクを理解することはできない。

BYD、吉利汽車、ゼネラル・モーターズ、現代自動車、三菱自動車の5社はサプライチェーンに関する詳細な情報を開示していないが、その他の企業は製錬所、鉱山に関するさまざまなレベルの情報を開示している。特に、テスラは、コンゴ民主共和国、カナダ、ニューカレドニア、オーストラリア、チリの鉱山を含む、コバルト、ニッケル、リチウムを調達する鉱山名を開示している。

評価対象企業のうち8社は、デューディリジェンスを実施するために、さまざまな立場や視点からの情報源をまったく利用していない、または、利用しても最小限であることが明らかとなっている。

最後に、業界の自主的な取り組みや第三者監査は、潜在的な価値がある一方で、自社の包括的なリスクの特定およびマッピング(人権リスク特定のために原材料の供給元から最終製品に至るまでの経路の把握)の取り組みの補完としてではなく、代替として利用してしまいかねない。サプライチェーンに関するより強固で包括的な全体像を把握するために、自社で独立した評価を並行して実施しているかどうかについての情報を開示していない企業もある。



人権への負の影響の停止・防止・軽減

企業がサプライチェーンにおける潜在的または実際の人権リスクにどのように対処しているかを理解することは、人権デューディリジェンスにおいて不可欠な要素である。しかし、本レポートで評価した企業のほとんど(8社)は、そのような取り組みに関する情報を開示していないか、最低限の情報しか開示していない。中程度と評価されるレベルで情報を開示しているのは、BMW、フォード、メルセデス・ベンツ、テスラ、フォルクスワーゲンの5社である。

そのうち5社は、人権を尊重するためにサプライヤーに対して影響力を行使する努力をまったくしていないか、あるいは最小限の努力しかしていないことが明らかとなっている。

BYD、吉利汽車、現代自動車、三菱自動車、日産自動車、ルノーの6社は、人権侵害の報告を受けてサプライヤーや特定の国との関係を断つという決定自体が人権にどのような負の影響を及ぼすかを検討するプロセスに関し、情報を開示していない。



モニタリング

BYD、吉利汽車、ゼネラル・モーターズ、現代自動車、三菱自動車、ルノーの6社は、デューディリジェンスの有効性を追跡評価するための体系的な対応について、最低限の開示しかしていない。他の7社の開示のレベルは中程度と評価される。



報告・公表

BYD、吉利汽車、現代自動車、三菱自動車、日産自動車、ルノーの6社は人権デューディリジェンスの方針、プロセス、取り組みやその結果および成果に関する情報を開示するために最小限の努力しか行っていないことが判明した。



是正措置

この分野で中程度と評価される取り組みをしているのは、ステランティスとテスラのみである。それ以外の11社は、是正措置についてまったく触れていないか、最低限の言及しかしていない。BYDを除き、各社は苦情処理メカニズムについて、程度の差こそあれ、説明してはいる。しかし、業界全体として、苦情処理メカニズムが影響を受ける個人やコミュニティにとってどれだけアクセスしやすく、使いやすいものであるか、また、バッテリーサプライチェーンにおける人権侵害やリスクへの対処においてどれだけ効果的なのかについて、情報提供がない。各社は一般的な苦情受付制度を設けているが、それがバッテリーサプライチェーンの問題に対してどの程度有効であるか、開示していない。また、各社はバッテリーサプライチェーンで受けた苦情と解決した苦情に関する詳細な情報を開示していない。

最下位評価の企業

世界第2位のEVメーカーであるBYDは、90点満点中11点で最下位だった。アムネスティの評価では、大部分の基準において、同社は国際基準とほとんど整合していないか、まったく整合していない。同様に、現代自動車と三菱自動車も、BYDと同様、意味のある人権デューディリジェンスに関する情報をほとんど、あるいはまったく明らかにしていなかった。これら多国籍企業3社はいずれも、バッテリーの鉱物調達が人権に与える影響を把握しようとしていることを示す情報を公表していない。また、3社ともサプライチェーンのマッピングを報告しておらず、個別のリスクを特定しているかどうかも公表していない。メルセデス・ベンツとテスラ、そして中間に位置する多くの企業とは対照的である。

また、BYD、現代自動車、三菱自動車の3社のみが、アムネスティの調査結果に回答しなかった。

会社	スコア（90点満点）	
メルセデス・ベンツ	51	
テスラ	49	
ステランティス	42	
フォルクスワーゲン	41	
BMW	41	
フォード	41	
ゼネラル・モーターズ	32	
ルノー	27	
日産自動車	22	
吉利汽車	22	
現代自動車	21	
三菱自動車	13	
BYD	11	



国際基準と十分整合している（6点）

中程度整合している（3点）

最小限の整合（1点）

整合していない（0点）

<評価方法>

アムネスティ・インターナショナルの評価は、最新のサステナビリティ・レポートやその他の公開情報(2024年8月現在)を含む、各企業のウェブサイト上で公開された情報や方針文書に基づいている。本報告書は、人権デューディリジェンスをどのように実施しているかについての企業の方針と報告の質と内容を評価するものであるが、実施内容の実際の有効性を評価するものではない。

本報告書を公表する前に、アムネスティは各評価対象企業に書簡を送り、調査結果についてコメントする機会を提供した。BYD、現代自動車、三菱自動車を除くすべての企業から回答があった。各社の回答は、必要に応じて最終評価に反映され、その大半は報告書(英語版)末尾の付属文書に全文掲載されている。

これらの企業を評価するために使用される枠組みは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則(国連指導原則)」、OECD「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」、OECD「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」など、国際的に認知された基準に基づいている(詳細は、報告書(英語版)の「Legal Framework」の章を参照)。

国際基準との適切な整合性を確保するために、企業は以下の各項目を実施すべきである。

人権に関する方針とコミットメント

企業はすべての人権を尊重することへのコミットメントを表明すべきである。企業は国際基準に沿って、どのように責任を果たし、人権デューディリジェンスに取り組んでいるかを示す必要がある。すべての人びとが同様に人権侵害の影響を受けるわけではないため、企業の方針は、人権デューディリジェンスにおいて交差性やジェンダーを考慮した対応を実施することへのコミットメントも表明すべきである。ジェンダーを考慮した対応とは、女性が社内で昇進する際の障壁を取り除くだけでなく、女性やLGBTQI+ (性的少数者)の人びとが経験する交差性による複合差別を予防する方法や、企業がそのような被害を助長することを避けるにはどうすればよいかを考慮するものである。また、有意義なステークホルダーとの対話・協議を実施し、先住民族の権利を尊重することに一貫した強いコミットメントを示すべきである。

特定と評価

企業は、バッテリーのサプライチェーンで調達している鉱物(コバルト、銅、リチウム、ニッケル)が、どの程度人権リスクを伴うかを調査すべきである。サプライチェーンに含まれる製錬所、鉱山を特定し、これらの事業体がどこで鉱物を調達しているかを調査すべきである。また、製錬業者がどのように人権デューディリジェンスを行い、リスクに対処し、それらが国際基準と整合しているかどうかを評価すべきである。企業は、多様な情報源を用いて、独立したリスク特定プロセスを実施し、第三者監査は、自

社の人権デューディリジェンスを代替するのではなく、補完するために採用すべきである。そして、ウェブサイトで報告書を公表するなど、これらの評価結果について情報の透明性を確保すべきである。

負の影響の停止・防止・軽減

企業は、特定された人権リスクに対応すべきである。負の影響を引き起こす、または助長する活動は中止し、取引関係を通じて事業・製品・サービスとつながる負の影響の防止や軽減を図るべきである。また、第三者による監査や評価だけに頼らない、こうした取り組みの詳細な説明を開示すべきである。人権を尊重するために、サプライヤーに対して影響力を行使すべきである。サプライヤーとの契約を解除したり特定の地域から撤退したりする場合は、潜在的な負の影響を評価し、これらの負の影響を防止または軽減するための措置を講じるべきである。

モニタリング

企業は、実施する人権デューディリジェンスの実効性を追跡評価するための体系的な仕組みを持つべきである。それに関して包括的に記録し、また、デューディリジェンスの過程で採掘や製錬の拠点周辺に住む近隣コミュニティやサプライチェーン上の労働者など、負の影響を受けるグループと定期的に対話・協議すべきである。企業は自社の管理体制や内部監査、第三者監査等による人権デューディリジェンスのプロセスの定期的な評価を実施すべきである。第三者監査を利用することもできるが、企業は、こうした外部監査が内部プロセスに取って代わるのではなく、自社の独立した人権デューディリジェンスの取り組みをどのように補完し、統合しているかを示すべきである。

報告・公表

企業は、人権デューディリジェンスの方針、プロセス、取り組みやその結果および成果に関する情報を報告すべきである。こうした情報は一般に公開され、負の影響を受ける可能性のある人びとがアクセスできるようにすることが期待される。

是正措置

企業が実際の人権への負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、その人権侵害に対する救済措置を取る、またはその是正に協力すべきである。取引関係を通じて人権侵害につながっている場合、負の影響を受けたライツホルダー（権利保持者、人権を享受する主体）が確実に救済されるよう、企業はその影響力を行使すべきである。企業は、影響を受けたライツホルダーを被害を受ける前の状態に戻すことを目指すべきである。救済には、謝罪、原状回復、リハビリテーション、金銭的または非金銭的補償、将来の負の影響を防止するための措置等が含まれる。企業はまた、鉱物サプライチェーン上の活動に特化した事業レベルの苦情処理メカニズムの存在、機能、成果に関する明確な情報を開示すべきである。

■結論と主な提言

脱炭素社会に不可欠な鉱物の採掘における人権侵害は深刻かつ広範囲に人権侵害が蔓延しているが、本報告書が示すように、業界各社の対応は極めて不十分である。2017年にアムネスティがEV業界のコバルトのサプライチェーンにおける人権侵害に初めて注目して以来、一部の企業による確実な進展はあった。しかし、本レポートで評価した企業のほとんどは、国際人権基準に整合した行動をとっておらず、自社の方針を実行に移すことすらできていない。業界全体における人権デューディリジェンスの改善のペースが遅く、場当たり的であることは、意味のある変化を促すための法整備が必要であることを示している。より大きな権力を持つ者たちがこれらの変化を起こすのを待っている間に、人びとの生活と権利は今も損なわれている。企業は、EVバッテリーの材料となる鉱物のサプライチェーンにまん延しているあらゆる形態の差別や人権侵害をなくすために、より積極的な対応をとる必要がある。

多国籍EVメーカーが本社を置く国への提言

- EVバッテリーの原材料を含む、企業のグローバルな事業活動とサプライチェーンを対象とした、人権と環境に関するデューディリジェンスを義務付ける法律を導入し、施行すべきである。この法律は、特にサプライチェーン上流での原材料調達に重点を置き、企業が国境を超えて行う事業とサプライチェーンについて人権デューディリジェンスを実施することを法的に義務付けるべきである。
- EVメーカーのグローバルな事業展開が及ぼす影響に関連する人権侵害について、その人権侵害がどこで発生したかにかかわらず、子会社や取引先からの影響も含め、効果的な救済へのアクセスを確保すべきである。

バッテリーに使われる鉱物を採掘・加工する国への提言

- 資源の採掘許可を与える前に人権への影響評価を義務付けるべきである。
- 企業に対し、環境セーフガード(保全対策)と機能回復計画の実施を義務付けるべきである。
- 安全衛生基準を含む労働者の権利保護を確保すべきである。
- 先住民族の土地でのバッテリー用鉱物の採掘は、先住民族と協議し、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)」を得た後にのみ行われるようにすべきである。

本報告書に社名が記載された企業への提言

- 本報告書で評価された自社の人権デューディリジェンス方針と実施内容について、早急に見直し、特定されたギャップや対応の不備に対処するための行動をとるべきである。先住民族の権利だけでなく、ジェンダーを考慮した人権デューディリジェンスにも細心の注意を払うべきである。

- 緊急の課題として、コバルト、銅、リチウム、ニッケルのバッテリー用鉱物のサプライチェーンを調査し、潜在的または実際の人権リスクを把握するべきである。これには、サプライチェーンに含まれる製錬業者を特定し、これらの事業体がどこで鉱物を調達しているかのマッピングも含めるべきである。
- バッテリー用鉱物のサプライチェーンにおける人権リスクを軽減するために取った措置を、その結果も含めて公表すべきである。関連するステークホルダーとの対話・協議、自社の苦情処理メカニズムの実効性、サプライヤーに人権基準の遵守を促すための取り組みを開示するべきである。

人権スコアカード

本表は、大手EVメーカー13社について、バッテリーのサプライチェーンにおける人権デューディリジェンスの方針と実践を評価した結果をまとめている。スコアカードによって、各社の長所と短所が浮き彫りになり、対応に大きな差があることが明らかになった。

評価項目ごとに評価対象企業を以下のように評価

国際基準と整合していない（0点）

最小限の整合（1点）

中程度整合している（3点）

十分整合している（6点）

この評価基準は、以下に示す各社の評価に共通して適用されている。

	十分な整合
	中程度の整合
	最小限の整合
	整合していない

	項目	BYD	三菱自動車	現代自動車	吉利汽車		日産	ルノー	ゼネラル・モーターズ	フォード	BMW	フォルクスワーゲングループ	ステランティス	テスラ	メルセデス・ベンツ
 人権に関する方針とコミットメント	人権に関する方針とコミットメント	3	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6
	サプライチェーンにおけるデューディリジェンスへのコミットメント	3	3	3	6		3	3	6	6	6	6	6	6	6
	デューディリジェンスにおけるジェンダーの視点と包摂性	0	1	1	1		1	1	1	1	1	1	0	1	1
	ステークホルダーとの関わり	1	1	3	1		1	1	3	3	3	3	3	3	6
	先住民族の権利の尊重に対するコミットメント	0	0	0	1		0	3	1	3	1	1	3	3	3
 リスクの特定と評価	リスクの特定プロセス	1	0	1	1		1	1	1	1	3	3	1	3	3
	包括的なサプライチェーンのマッピングと鉱山の場所の特定	0	0	0	0		3	3	0	1	1	1	3	3	1
	多様な情報源の利用	0	0	1	1		0	0	1	3	1	3	3	3	6
 影響の停止・防止・軽減	リスク軽減措置	0	0	1	0		1	1	1	3	3	3	1	3	3
	サプライヤーに対する影響力	1	0	1	1		1	3	3	3	3	3	3	3	3
	責任ある撤退	0	0	0	0		0	0	1	1	3	1	1	3	3
 リスクと影響のモニタリング	デューディリジェンスの取り組みの追跡と評価	1	1	1	1		3	1	1	3	3	3	3	3	3
 リスクと結果の報告・公表	デューディリジェンスについての開示	1	0	1	1		1	1	3	3	3	3	3	3	3
 負の影響の是正	是正措置の説明	0	0	1	1		0	0	1	1	1	1	3	3	1
	事業レベルの苦情処理メカニズム	0	1	1	1		1	3	3	3	3	3	3	3	3
	合計スコア	11	13	21	22		22	27	32	41	41	41	42	49	51

RECHARGE FOR RIGHTS

RANKING THE HUMAN RIGHTS DUE DILIGENCE
REPORTING OF LEADING ELECTRIC VEHICLE MAKERS

ACT 30/8544/2024

Published in October 2024

アムネスティ・インターナショナルは、1961年に発足した世界最大の国際人権NGOです。人権侵害に苦しむ人びとの存在を知り、「自分も何かできたら」と願う、1,000万人以上の人びと、一人ひとりによって成り立っています。ハガキ書きをはじめとする、市民の自発的な行動による人権状況の改善への取り組みが認められ、1977年にはノーベル平和賞を受賞しています。

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-5-9 九段誠和ビル5F TEL:03-3518-6777 FAX:03

